

## 函館市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、一般財団法人道南歴史文化振興財団を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、山田潤一前監査委員、植松直前監査委員、斉藤明男前監査委員および松宮健治前監査委員が監査を行ったものである。

令和元年6月3日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	板	倉	一 幸
函館市監査委員	藤	井	辰 吉

## 平成30年度 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の対象団体および所管部局

対象団体 一般財団法人道南歴史文化振興財団

所管部局 教育委員会事務局

### 2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成29年度における函館市縄文文化交流センターの管理に係る出納その他の事務

### 3 監査の期間

平成30年11月30日から平成31年3月25日まで

### 4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が適正に執行されているかについて、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員からの聴取および現地調査を行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

#### (2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備，記帳は適正か。また，領収書等証拠書類の整備，保存は適切か。

エ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

## 5 監査の結果

監査の対象とした事務について，次のとおり改善を要する点が見受けられた。

### (1) 指摘事項

ア 函館市縄文文化交流センターの管理に係る経費を把握するため，協定書第9条では，管理業務に関して独立した会計区分を設け，他の会計と区分して経理しなければならない旨規定されているものの，提出された事業報告中の事業収支状況では，支出したものの一部を一般管理費としてまとめ，使途が不明確になっていた。

また，同じ一般管理費としてまとめられた経費の中には管理業務および自主事業に要した費用以外の経費も含まれ経理されているなど，指定管理者の収支の状況が正確に把握されていなかったことから，提出資料の内容確認はもとより，指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務実施確認に基づく評価，指導および指示などを所管部局において確実かつ的確に行うよう徹底し，適切な施設管理に努められたい。

イ 函館市の備品である公衆電話の使用による現金収入は，函館市縄文文化交流センター管理業務処理要領5（1）ケ（イ）に，公衆電話の使用による現金収入については，指定管理者の収入とする旨規定されており，指定管理者は当該規定に基づき自らの収入としていたが，本来，函館市の収入となるべきものであることから，これまで収納すべきであった額を精査するとともに，要領を

直ちに改正し、適正な事務の執行を徹底されたい。

ウ 指定管理者の業務とされている体験学習事業については、函館市縄文文化交流センター管理業務処理要領5（1）イに、参加者の所有となる材料費および参加者の傷害保険料等を徴収できる旨規定されているが、当該規定を超えた額を徴収しており、結果、参加費収入が支出を大きく上回っていた。この要因は、体験学習事業の実施にあたって教育委員会の承認を必要としない扱いに変更したために、規定された額と同等の参加費となっているかの確認ができていないことにもあると考えられることから、実施までの手続きや、指定管理者が行う業務執行に関する規定を改めて見直すとともに、適正な事務の執行が図られるよう指定管理者への指導を徹底されたい。